

「令和 8 年度北上防止柵維持管理業務」委託仕様書

1 目的

沖縄島北部地域の生態系保全の一環として、平成 12 年度よりマングースの防除を行っており、マングースのやんばる地域への侵入を防止するため、大宜味村塩屋から福地ダムの福上湖を経て大泊橋に至るラインに第一北上防止柵（以下「第一柵」という。）を、大宜味村塩屋から東村平良に至るラインに第二北上防止柵（以下「第二柵」という。）を、名護市源河から東村有銘に至る県道 14 号線沿いのラインに第三北上防止柵（以下「第三柵」という。）を設置している（図 1 参照）。

これらの北上防止柵等の機能維持を図るため、維持管理を行う。

2 業務の履行期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 19 日

3 業務内容

(1) 北上防止柵の機能維持管理

ア 北上防止柵沿いの草刈作業

第一柵（設置距離 約 4.1 km）、第二柵（設置距離 約 6.0 km）及び第三柵（設置距離 約 6.6 km）沿いの全域で草刈り作業を令和 8 年 11 月から令和 9 年 3 月上旬の間に 1 回実施する。なお、排水溝をまたぐように設置されている一部の北上防止柵沿いにおいては、排水溝の清掃も併せて実施する。

イ 北上防止柵の破損箇所の修繕

軽微な破損が生じている 2 地点の柵（図 2、図 3、写真 1 参照）の修繕を行う。

ウ 簡易柵の修繕

軽微な破損が生じている 3 地点の簡易柵（図 2、写真 2 参照）の修繕を行う。

エ 簡易柵の設置

北上防止柵の抜け対策ため 3 地点に簡易柵（図 2、写真 3 参照）を設置する。簡易柵で使用する防風ネットの仕様は、高さ 1.5m、目合い 6mm、ポリエチレン製とする。また、不要となった修繕不可柵については、関係法令遵守の上、産業廃棄物として適正に処分する。

(2) 委託業務報告書作成

本業務で実施した内容について委託業務報告書を作成する。

作成に当たっては、次年度以降に修繕が必要な破損箇所についても記載する。

4 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ア 契約金額の 50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

ウ 契約の相手方を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務

(本委託業務に関する企画判断、進捗管理、計画策定)

ただし、業務の一部について第三者に委任し、又は請負わせる場合はこの限りではない。

(2) 再委託の相手方の制限

契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

5 打ち合わせ

本業務の打ち合わせは、基本的に業務着手時に 1 回、成果品納品時に 1 回の計 2 回以上を予定する。

ただし、上記以外に打ち合わせが必要な場合は、その都度、打ち合わせを行うものとする。

6 成果物

成果物は、以下のとおりとする。なお、成果物は全て県の所有とし、内容及び作成上知り得た事項について、県の承諾なく他に公表したり、貸与したりしてはならない。

(1) 業務委託報告書（A 4 版、カラー印刷） 1 部

(2) 原稿一式

格納媒体は、CD-R や DVD 等とする。

成果物を取りまとめる際には、事前に内容について県と調整する。

7 一般管理費の取扱いについて

(1) 経費の積算において、一般管理費は、 $((\text{直接人件費} + \text{直接経費} - \text{再委託費}) \times 10 / 100)$ 以内とする。

(2) 上記(1)における再委託費等は、当該事業に直接必要な経費のうち、請負者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の

(3) 請負者独自の規定又は業種特有の理由等により上記(1)で定める一般管理費での受注が困難である場合には、協議書等を県へ提出し、確認書の交付を受けた上で、確認を受けた一般管理費率による積算を行うことができる。

(1) 北上防止柵の維持管理作業に関する事項

イ これらの作業を実施する際は、その都度土地管理者と協議の上で、看板の設置等により、道路歩行者等への周知を図ること。

(3) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。また、業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。

Figure 1 is a map of the study area in Japan, showing the distribution of the Japanese marten (*E. japonicus*) and the locations of the three buffer zones (1st, 2nd, and 3rd) and the third barrier. The map includes a legend, a scale bar, and an inset map of Japan.

Legend:

- 第一北上防止柵 (First Northward Barrier)
- 第二北上防止柵 (Second Northward Barrier)
- 第三北上防止柵 (Third Northward Barrier)
- 国道14号線 (National Route 14)
- 第1バッファゾーン (1st Buffer Zone)
- 第2バッファゾーン (2nd Buffer Zone)
- 第三柵以南 (South of the Third Barrier)
- 国道 (National Route)

The map shows the distribution of the Japanese marten (E. japonicus) in the study area, with the 1st, 2nd, and 3rd buffer zones and the third barrier clearly marked. The inset map shows the location of the study area within Japan.

図2 第一柵及び第二柵における破損地点

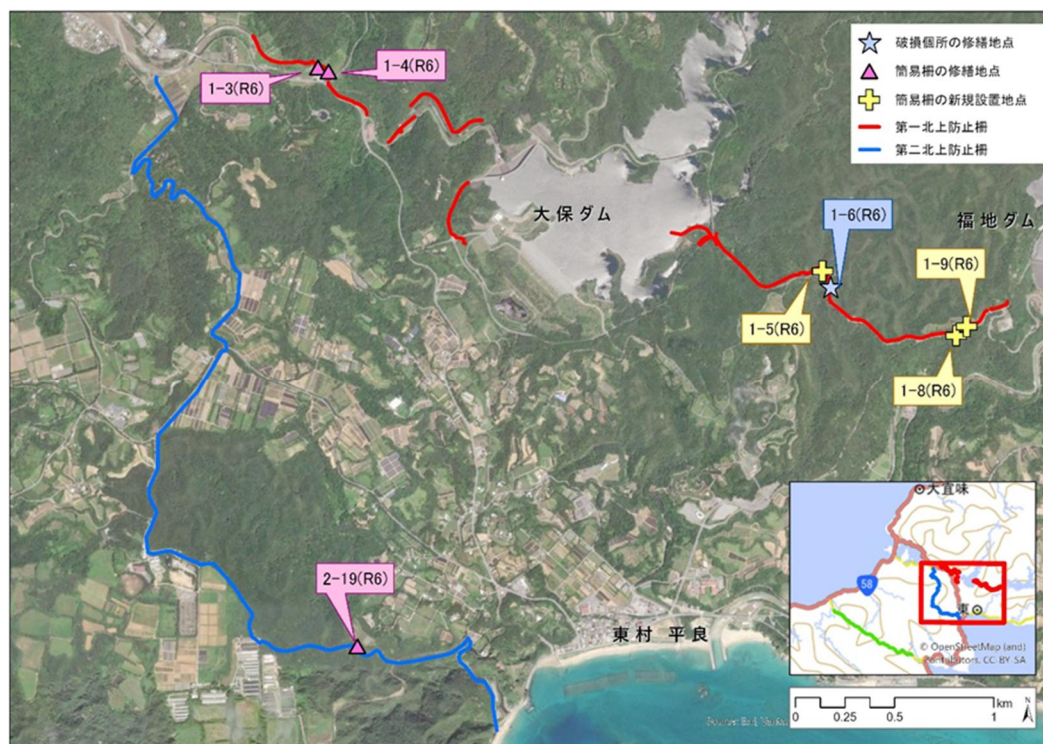


図3 第三柵における破損地点



写真1 軽微な破損が生じている2地点の柵（要柵修繕）

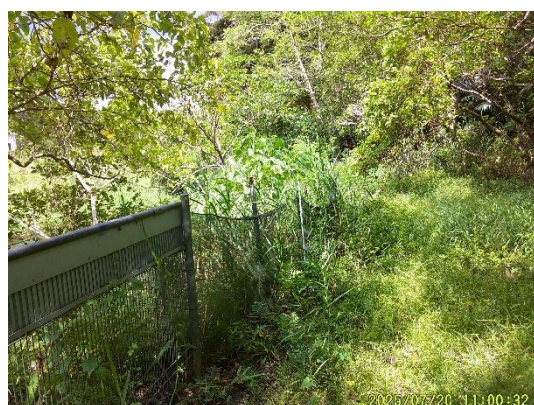


●第一柵の破損地点 1-6 (R6)
修繕スパン数：1枚



●第三柵の破損地点 3-3 (R8)
修繕スパン数：1枚

写真2 軽微な破損が生じている3地点の簡易柵（要簡易柵修繕）



●第一柵の破損地点 1-3 (R6)
修繕を要する簡易柵の長さ：約24m
再設置を要する支柱：3本



●第一柵の破損地点 1-4 (R6)
修繕を要する簡易柵の長さ：約18.5m



●第二柵の破損地点 2-19 (R6) ①



●第二柵の破損地点 2-19 (R6) ②

修繕を要する簡易柵の長さ：約21m、再設置を要する支柱：3本

写真3 抜け対策を行う3地点（簡易柵新規設置）



●第一柵の破損地点 1-5 (R6)
設置する簡易柵の長さ：約 38m
再設置を要する支柱：18 本



●第一柵の破損地点 1-8 (R6)
設置する簡易柵の長さ：約 6m
再設置を要する支柱：2 本
処分スパン数：3 枚



●第一柵の破損地点 1-9 (R6)
設置する簡易柵の長さ：約 16.5m
再設置を要する支柱：8 本